

**宇治市水道事業経営審議会
専門部会資料
【第1回】**

**令和3年7月16日
宇治市上下水道部**

令和3年7月16日 第1回専門部会資料

収支改善施策

1

項目名	遊休資産の利活用や売却等
取組概要	○水道施設の再編成などにより、廃止した浄水場や配水池などの水道用地を対象に有償貸付や売却を行い、新たな財源の確保に努める。
現況・課題	○施設撤去していないものも多く、特に埋設物等の有無確認が必要
方向性	○貸付・公売等を行い、財源を確保する。
専門部会 意見	

令和3年7月16日 第1回専門部会資料

収支改善施策

2

項目名	営業業務の委託に向けての検討
取組概要	○市民サービスの向上や経営の効率化を図ることを目的に、令和3年度から検針業務を民間業者に委託している。次期契約更新となる令和6年度に向けて、委託業務の拡大検討を行う。
現況・課題	<p>○以下の業務について、他市町の状況を調査。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口電話対応・受付業務 ・ 検針業務 ・ 開閉栓業務 ・ 滞納整理業務等 <p>上記業務については、府内14市中9市、及び類似団体（※）7市中7市が実施済み</p> <p>（※）類似団体：総務省が示す水道事業・下水道事業の両方で本市と同じ団体</p>
方向性	○現行の検針業務委託の成果や効果について検証していくとともに、委託業務の拡大に向けて取り組む。
専門部会 意見	

令和3年7月16日 第1回専門部会資料

収支改善施策

3

項目名	水道施設の再編成、府内水道事業者との広域連携
取組概要	<p>(水道施設再編成)</p> <p>○水需要が減少するなか、施設の廃止やダウンサイジングなど水道施設の再編成を進め、将来の水需要を見据えた施設の規模・配置の適正化を図る。</p> <p>(広域連携)</p> <p>○府内水道事業者との広域連携の取り組みを検討。</p>
現況・課題	<p>(水道施設再編成)</p> <p>○ビジョン期間における取り組み（水道事業ビジョンに反映済）</p> <p><u>浄水場の統廃合</u></p> <p>新たに広野町浄水場を整備し、老朽化した神明・奥広野浄水場の統廃合（奥広野浄水場はR3.4に廃止）</p> <p><u>配水池のダウンサイジング</u></p> <p>更新・耐震化工事に併せて五ヶ庄・下居配水池の配水池容量の縮小</p> <p><u>配水池、ポンプ場の廃止</u></p> <p>東山配水池、下居ポンプ場の廃止</p> <p>(広域連携)</p> <p>○今後の水需要の減少を踏まえ、受水市町と府営水道を併せた適正な施設規模や建設負担水量の見直しなど課題がある。府内の水道事業者との広域連携の検討を進める。</p>
方向性	<p>○本市水道施設についてはビジョンに掲げた取り組みを着実に進める。</p> <p>○広域連携については、京都府が設置した「水道事業広域的連携等推進協議会」に参加し、取り組みについて検討を行う。</p>
専門部会意見	

令和3年7月16日 第1回専門部会資料

収支改善施策

4

項目名	上下水道部の組織再編
取組概要	○組織の簡素化や統合を行い、効率的・効果的な組織再編を行う。
現況・課題	<p>○平成24年4月～ 上下水道部発足（水道部と都市整備部下水道室の組織統合）</p> <p>○平成25年4月～ 水管理センター発足（浄水管理センターと東宇治浄化センターの組織統合）</p> <p>○以降は以下の組織</p> <pre> graph LR A[上下水道部] --- B[水道総務課] A --- C[営業課] A --- D[工務課] A --- E[配水課] A --- F[水管理センター] A --- G[下水道計画課] A --- H[下水道建設課] A --- I[下水道管理課] </pre>
方向性	○新たに水道事業と公共下水道事業の間で、同種の業務で効率的・効果的に統合できるものを創出し、組織再編を行う。
専門部会 意見	

令和3年7月16日 第1回専門部会資料

収支改善施策

5

項目名	一括発注や公用車更新年限延伸、債券運用等の新たな収入確保
取組概要	<p>(一括発注) ○施設管理を本庁と合わせて一括発注するなど、スケールメリットを活かし、コストの削減を図る。</p> <p>(公用車) ○公用車の更新基準を見直し（台数削減も含む）、コストの低減を図る。</p> <p>(債券運用) ○地方債等の債券購入</p>
現況・課題	<p>(一括発注) ○ガソリンやコピー用紙、電力などは本庁と一括契約をしている。</p> <p>(公用車) ○公用車の更新基準 軽貨物 20台 16年かつ6万km以上。</p> <p>(債券運用) ○手持ち資金は定期預金（期間3～6か月）で運用 ○債券運用は未実施 債券の場合、5年以上の長期に渡る運用となるため、長期的な財政収支見通しを鑑み、運用可能額と運用方法を検討する。</p>
方向性	<p>○上下水道部内では一括発注できる内容は取組済。本庁との連携を検討する。</p> <p>○公用車の更新は、現行基準以上の延伸は困難であるが、車体状況を見て、維持管理費とのバランスも考えながら、使用可能であれば使用する。</p> <p>○施策2の営業業務委託化となれば、公用車（軽貨物）の削減が可能。</p> <p>○退職手当積立金など、長期的（5年以上）な保有が必要とされる資金について債券運用を行う。</p>
専門部会意見	

項目名	建設改良費に国庫補助金の獲得
取組概要	「生活基盤施設耐震化等交付金」を獲得し、新たな財源の確保に努める。
現況・課題	<p>○生活基盤施設耐震化等交付金は、事業区分ごとに採択基準があり、今まで採択基準を満たしていなかった。水道事業ビジョンの策定などにより、採択される可能性がある事業は以下のとおり。</p> <p><u>緊急時給水拠点確保等事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急遮断弁の整備 ・ 重要給水施設配水管の整備 ・ 配水池の耐震化（更新、耐震補強） <p>【主な採択基準（資本単価）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎将来20年間の減価償却費や有収水量等の見込みから算出。 ◎ビジョン期間中の建設投資により、採択基準を満たす見込み。 <p><u>水道管路耐震化等推進事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹管路の更新 <p>【主な採択基準（給水収益に占める企業債残高が300%超）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ビジョン期間中の企業債残高の増加により、採択基準を満たす見込み。
方向性	交付金を資本的収支の財源に盛り込む。
専門部会意見	

(施策6) 資料1

国庫補助対象事業費(生活基盤施設耐震化等交付金)

(単位 百万円)

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
緊急遮断弁の整備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	40
重要給水施設配水管の整備	0	28	28	32	32	0	0	0	0	0	120
配水池の耐震化	0	0	0	0	0	112	52	52	52	52	320
基幹管路の更新	0	0	168	162	183	9	0	246	150	372	1,290
事業費計	0	28	196	194	215	121	52	298	202	464	1,770

交付金額

(単位 百万円)

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
緊急遮断弁の整備(交付率1/4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10
重要給水施設配水管の整備(交付率1/4)	0	7	7	8	8	0	0	0	0	0	30
配水池の耐震化(交付率1/4)	0	0	0	0	0	28	13	13	13	13	80
基幹管路の更新(交付率1/3)	0	0	56	54	61	3	0	82	50	124	430
交付金計	0	7	63	62	69	31	13	95	63	147	550

令和3年7月16日 第1回専門部会資料

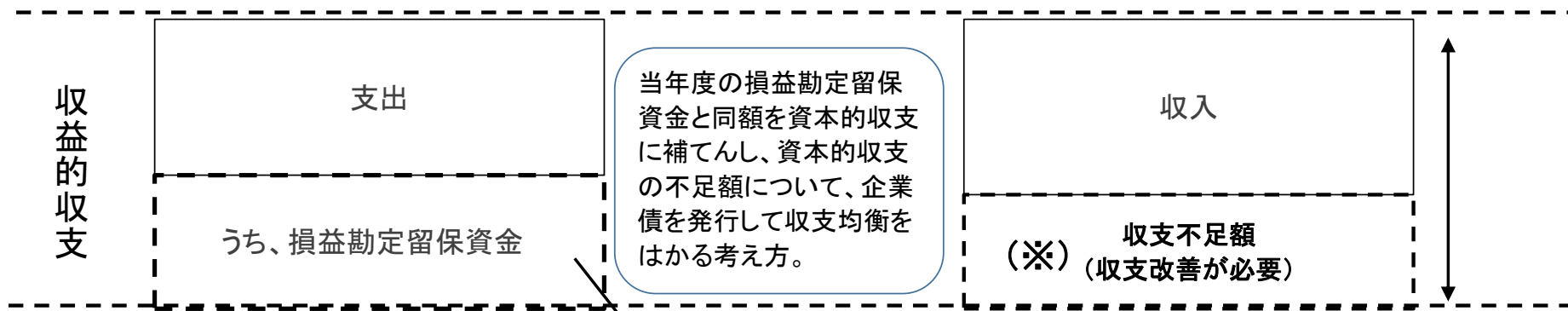
収支改善施策

7

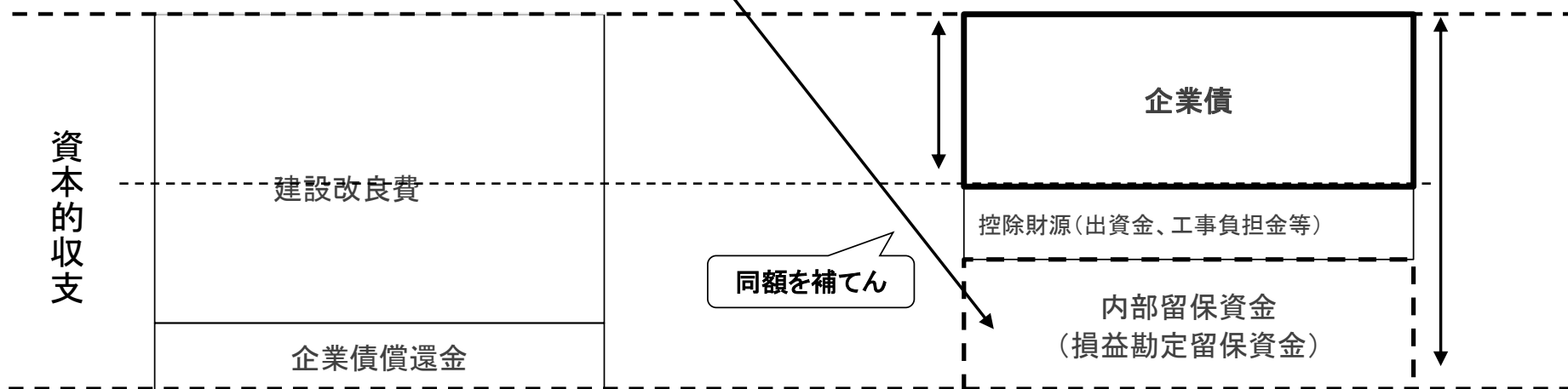
項目名	現世代と将来世代の負担のあり方を踏まえた企業債発行
取組概要	○宇治市水道事業ビジョン・経営戦略（令和3～12年度）における建設改良費が多額になることから、財源となる企業債発行方針について整理を行うもの。
現況・課題	<p>○経営戦略（令和3～12年度）では、企業債発行額を下記の数式により算出している。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>企業債発行額＝ 建設改良費＋企業債償還元金－当年度分損益勘定留保資金相当額 （減価償却費＋資産減耗費－長期前受金戻入）－控除財源</p> </div> <p>○現世代（当該年度）の施設利用の負担分として、減価償却分（当年度分損益勘定留保資金相当額）とし、控除する考え方。</p> <p>○元金支出 < 減価償却分（減価償却費＋資産減耗費－長期前受金戻入）となり、その差額分が控除されることにより企業債発行を抑えられる。</p> <p>○企業債発行については、建設費用を対象に行うものであることから、企業債元金や減価償却分を考慮した現在の考え方についての検証と、必要に応じた考え方の変更も行う。</p> <p>○企業債の償還期間は、施設耐用年数も考慮する。 （ビジョン期間に投資する資産の平均耐用年数は約29年）</p>
方向性	○給水収益に対する企業債残高の割合は、京都府下の事業体の平均以下。
専門部会意見	

企業債発行の考え方(1. 経営戦略 R3~R12)

(施策7) 資料1



※なお、上記の内部留保資金を資本的収支に補てんするためには、現状の収益的収支の不足額(減価償却部分)について、水道料金改定等の収支改善により、収益的収支の収支均衡が必要となる。



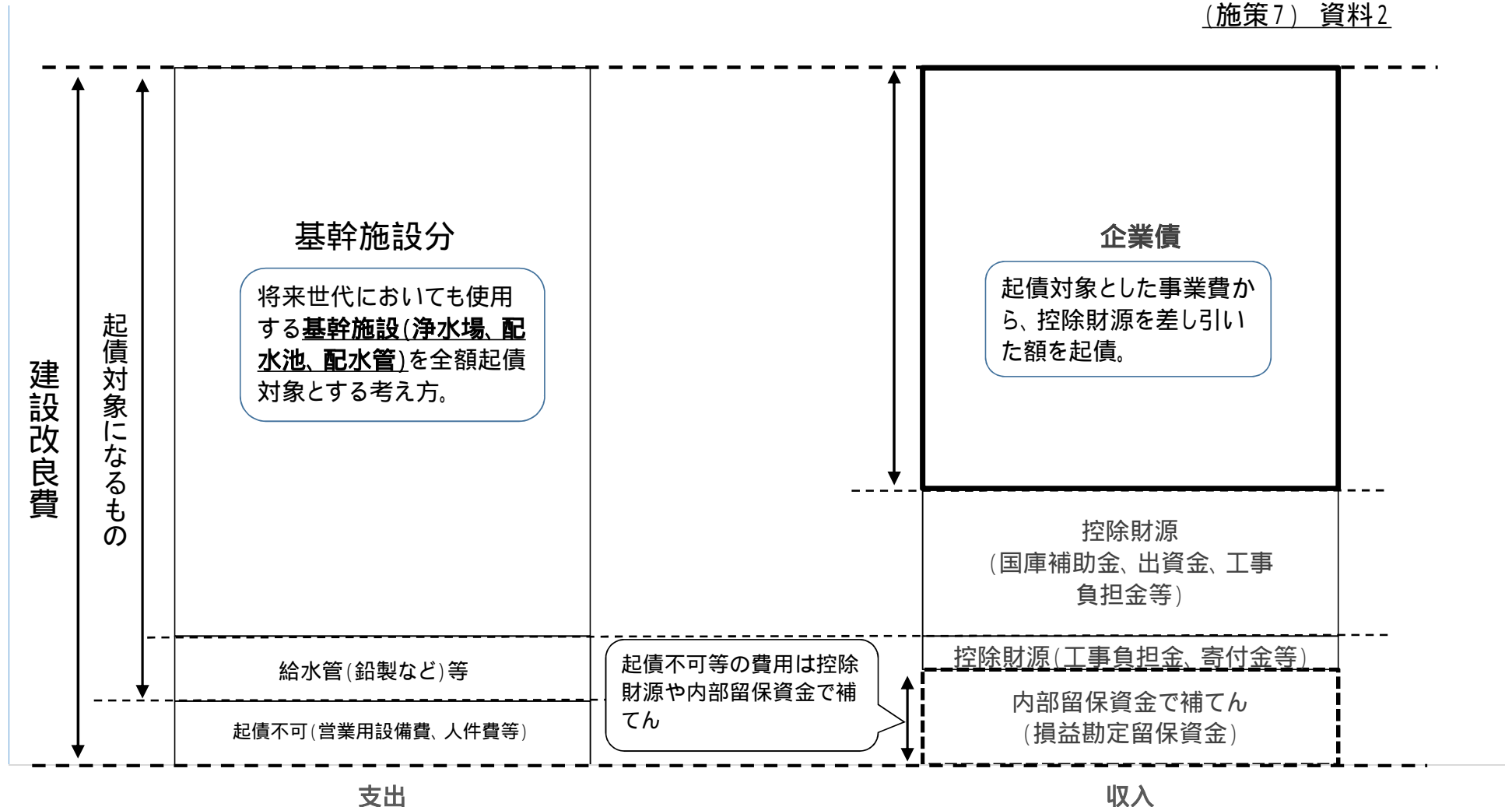
支出

収入

- ① 損益勘定留保資金を全て資本的収支へ充当。
- ② その他控除財源を差し引いた額を企業債発行額とする。

企業債発行の考え方 (2. 基幹施設分から控除財源を差し引いた額)

(施策7) 資料2



建設改良費を「起債の対象になるもの」と「対象にできないもの」に分ける。

「起債対象になるもの」のうち、将来世代においても使用する「基幹施設分」から控除財源を差し引いた額を企業債発行額とする。

令和3年7月16日 第1回専門部会資料

収支改善施策

8

項目名	低所得者向け料金のあり方
取組概要	<p>○低所得者向け料金体系については、本来福祉施策の一環として実施されるべきものであり、公営企業において実施されるのは適当でない（H27 宇治市水道事業経営審答申）とされていることから、あり方について検討し、方向性を検討するもの。</p>
現況・課題	<p>（宇治市の状況）</p> <p>○京都府内において、低所得者用途の料金体系があるのは本市のみ。</p> <p>○用途別料金体系を採用し、所得の低い世帯に対しては家庭用途に比べて低い金額となるように低所得者用途を設定している。</p> <p>○低所得用途の認定件数は約 4600 件、年間軽減額は約 4400 万円（令和 2 年度の見込み）</p> <p>○公共下水道事業についても低所得者向けの使用料の設定を行っており、併せて検討する必要がある。</p> <p>（その他）</p> <p>○京都府内他団体においては、福祉施策として減免対応し、必要な財源を一般会計から補助している団体あり。</p>
方向性	<p>○低所得者料金制度継続の場合は、福祉的施策の観点を踏まえ、その財源について一般会計との調整も含め検討する。</p>
専門部会意見	

令和3年7月16日 第1回専門部会資料

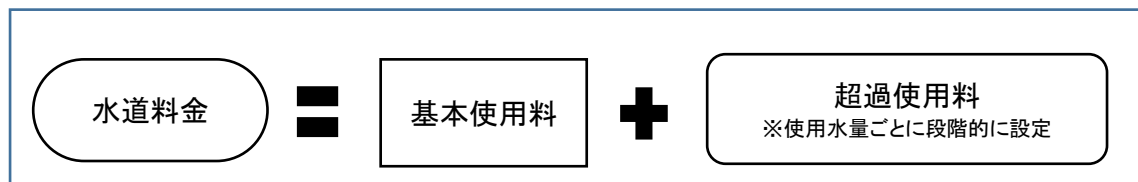
収支改善施策

9

項目名	料金体系の見直し（用途別→口径別）
取組概要	○「水道水を使用する目的」により区分し、料金を賦課する用途別料金体系から、「給水管の口径の大きさ」により区分し料金を賦課する口径別料金体系への見直しの検討を行う。
現況・課題	○現在、宇治市では用途別料金体系を採用しており、同体系は府内では、宇治市を含め5市町が採用している状況である。 ○同じ水道水を使用するのに料金が異なることや、口径の大きさにより維持管理に係る費用負担に影響が出ることの2点から、口径別料金体系を採用している事業者が多い。 ○口径別への料金体系変更は、変更に伴う料金について、個々の水道使用者・公衆浴場などの影響を鑑みる必要がある。
方向性	○料金体系変更に伴う影響を踏まえ、検討を行う。 ○公衆浴場などの一部の用途については、用途内容に応じた料金体系も考慮する。
専門部会意見	

○水道料金における用途別料金体系と口径別料金体系のイメージ

<水道料金の算定方法>



<用途別料金体系> 現行の宇治市における料金体系 (※1か月毎の料金表、一部抜粋)

水の使用目的、用途に応じて、料金を設定する料金体系

用途	基本使用料		+	超過使用料			
	使用水量	使用料		使用水量	使用料	使用水量	使用料
家庭用	8m ³ まで	910円	+	20m ³ まで	143円	40m ³ まで	174円
営業用							189円
官公署・団体用	10m ³ まで	2,410円			214円	100m ³ まで	242円
工場・事業所用					243円		289円
低所得者用	8m ³ まで	540円			86円	40m ³ まで	104円
浴場営業用		910円			143円	21m ³ 以上	86円
臨時工事事用	25m ³ まで	7,890円			26m ³ 以上	315円	

<口径別料金体系のイメージ>

給水管や水道メーターの口径に応じて、料金を設定する料金体系 (※料金表は他市参照)

区分	口径	基本使用料	+	超過使用料 円/m ³			
				使用水量	使用料	使用水量	使用料
一般用	13mm	1,150円	+	8m ³ まで	28円	20m ³ まで	109円
	20mm			15m ³ まで		142円	
	25mm			20m ³ まで			
	40mm	6,000円		300m ³ まで	52円	301m ³ 以上	190円
	50mm	12,000円					
	75mm	21,000円					
100mm	41,000円						
浴場営業用	(全口径同額)	100m ³ まで 14,000円		101m ³ 以上	160円		
臨時工事事用	(全口径同額)	0円		1m ³ 以上	548円		

水道料金の体系について

○令和2年4月1日現在の料金体系及び改定状況 (『水道料金表』(日本水道協会)より)

<調査対象>

平成2年4月1日現在営業中の1,317事業体のうち、末端給水1,249事業体の集計
※有効回答数：1,265事業体

<近年の料金体系の推移>

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	事業体数	
用途別	32.1%	31.8%	31.5%	30.9%	30.3%	384 (390)	年々減少
口径別	57.0%	57.1%	57.7%	58.2%	59.4%	751 (735)	増加傾向
その他 ※	10.9%	11.1%	10.8%	10.9%	10.3%	130 (137)	

※その他は単一料金制など

()内は前年度

○料金体系について (『営業業務マニュアル』(日本水道協会)より)

<用途別料金体系>

(『営業業務マニュアル』(日本水道協会))

水道の使用目的(用途)ごとに需要者を分け、需要者の負担能力又はサービスについて認める価値を基に料金を設定する。水道の公共性を重視した政策的側面の強い料金体系である。近年の生活様式の多様化の結果、用途と負担能力との関係もあいまいになっており、個別原価の配賦も理論性が乏しいため、用途別料金体系は減少の傾向にある。

(『水道用語辞典』(日本水道協会)より)

用途の相違を、各需要者の負担能力ないしサービス価値の差と認識して、奢侈的、副次的用途の高額化、生活用水の低廉化を図るという公共性を重視する料金体系であるが、用途の区分及び設定単価の差異が政策的かつ恣意的であり、客観性に欠けるという問題点が指摘される。

<口径別料金体系>

(『営業業務マニュアル』(日本水道協会)より)

メーターの口径差によって各需要者の原価に差があることと、口径差が時間的流量の差を示しているため需要の特性もこれによって分かれること等に着目し、需要者の個々の費用・

サービスに対する原価（個別原価）を設定するために、メーターの口径に応じて総括原価を配賦し、それを基にして料金を算定する。理論性、公平性に優れた料金体系である。

（『水道用語辞典』（日本水道協会）より）

各需要者の給水管や水道メータの大小、もしくは需要水量の多寡に応じて料金格差を設ける料金体系であり、水道メータなどの需要家費や需要量が、おおむね水道メータ口径の大小に対応していることから、需要種別に応じた費用負担の公平と料金体系の明確性が確保できる。用途別料金体系に比較して、恣意性の介入がなされず、料金体系が安定するため「水道料金算定要領」（日本水道協会）では、口径別料金体系を原則としている。

○府内の15市及び府営水受水市町の状況

料金体系	自治体
用途別 (5 団体)	宇治市・八幡市・京丹後市・宮津市・大山崎町
口径別 (13 団体)	京都市・城陽市・綾部市・京田辺市・長岡京市・福知山市・舞鶴市・向日市・南丹市・木津川市・亀岡市・久御山町・精華町